

### ⑧特別職の報酬などの状況

特別職の給料・報酬については、平成19年7月に町長の給料月額を20%、教育長の給料月額を15%引き下げました。また、議長・副議長・議員の報酬は平成4年10月から現行に据え置いています。

(平成19年7月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	町 長	592,000円 (740,000円)
	教育長	527,000円 (620,000円)
報 酬	議 長	400,000円
	副議長	320,000円
	議 員	300,000円

区 分		平成18年度支給割合
期 末 手 当 な ど	町 長	6月期 2.10月分 12月期 2.30月分 計 4.40月分
	議 長 副議長 議 員	6月期 2.25月分 12月期 2.40月分 計 4.65月分

( )は、改定前

### ⑨部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数				対前年増減数		
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成17年	平成18年	平成19年
一般行政 (議会・総務・税務・民生・衛生・農水・ 商工・土木)		210	196	192	191	△14	△4	△1
特別行政 (消防・教育)		116	113	113	114	△3	0	1
公営企業等会計 (水道・温泉・下水道・国保・老健・介護)		40	46	45	45	6	△1	0
合 計		366	355	350	350	△11	△5	0

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長は除く)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み臨時または非常勤職員を除いています。

### ⑩定員適正化計画の進捗状況(各年4月1日現在)

職員数の適正規模については、「第3次定員適正化計画」(平成17年4月1日～平成22年4月1日)に基づき運用していますが、事務事業の見直しを図るとともに財政計画や人件費負担率などを考慮し、現在見直しを行っています。

※「第3次定員適正化計画」の見直しについて

- ・保育士・消防職などの専門職を除き、一般事務等職員を平成19年度から平成23年4月1日までに10%削減することを目標とします。
- ・職員の減員については、退職者の不補充によるもので、行政サービスの低下を招かないよう臨時職員の活用や必要最小限の退職者の補充は行うものです。

(単位:人)

区 分		実 績			見 込			平成23年
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
全 職 員	数値目標	—	356	356	356	356	356	—
	職員数	356	350	350	348	—	—	329
	うち一般事務等 職員数	233	228	224	220	—	—	201 (10%削減)
	うち専門職員数	123	122	126	128	—	—	128
	減 員	△12	△10	△6	—	—	—	—
	増 員	6	10	4	—	—	—	—
差 引	△6	0	△2	—	—	—	—	

※ 一般事務等職員とは一般事務職員及び技能労務職員のことで、専門職員とは保育士・消防職・保健師などのことです。

## 人事行政の運営等の状況について公表しています

地方公務員法及び湯河原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、本町の人事行政の運営等の状況を、町のホームページ及び掲示板に、公表しています。